（平成二十九年総務省告示第七十八号の一部訂正）

第三条　平成二十九年総務省告示第七十八号の一部を次のように訂正する。

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

訂正後				訂正前			
政党の名称	異動事項	新	旧	異動年月日	政党の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
［略］					［同上］				
社会民主党	支部の数	二二四	二三〇	（届出年月日 平成二十八年十 二月二十一日）	社会民主党	支部の数	二二五	二三一	（届出年月日 平成二十八年十 二月二十一日）
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二二四	二三〇			うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二二五	二三一	
［略］					［同上］				
公明党	支部の数	四三〇	四二五		公明党	支部の数	四四二	四三七	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	四三〇	四二五			うち法第十四条第二項に規定する支部の数	四四二	四三七	
［略］					［同上］				

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（平成二十九年総務省告示第九十二号の一部訂正）

第四条　平成二十九年総務省告示第九十二号の一部を次のように訂正する。

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

訂正後	訂正前
一　公明党	一　公明党
［一］～［八］　略	［一］～［八］　同上
㈨　支部の数　四三〇　うち政党助成法第十四条第二項に規定する支部の数　四三〇	㈨　支部の数　四四二　うち政党助成法第十四条第二項に規定する支部の数　四四二
［ロ］～［ニ］　略	［ロ］～［ニ］　同上
二　社会民主党	二　社会民主党
［一］～［八］　略	［一］～［八］　同上
㈨　支部の数　二二四　うち政党助成法第十四条第二項に規定する支部の数　二二四	㈨　支部の数　二二五　うち政党助成法第十四条第二項に規定する支部の数　二二五
［ロ］～［ニ］　略	［ロ］～［ニ］　同上
［三］～七　略	［三］～七　同上

備考　表中の［　］の記載は注記である。